

## 公益社団法人静岡県鍼灸師会互助会規定

(目的)

第1条 本会は、会員相互の福利及び共済事業の一環として会員の親睦融和を図ることをもって目的とする。

(給付)

第2条 会員が次の事項に該当する場合は、慶弔金及び見舞金を贈る。

1 死亡弔慰金等

会員及び会員の配偶者並びに 1 親等以内の家族（以下「家族」という。）の死亡に際しては、会員にあつては20,000円、家族にあつては10,000円の弔慰金を贈る。

2 被災に関するもの

会員の住居又は施術所が半壊又は半焼以上の被害を受けた場合は、理事会が協議のうえ災害見舞金を贈る。

3 慶事に関するもの

(1) 会員が結婚のとき 20,000円 ただし1 回のみとする。

(2) 会員の子供の誕生のとき 5,000円

4 入院等に関するもの

会員が 14 日以上入院、又は療養により 14 日以上休業したことを確認した場合は、10,000円の見舞金を贈る。ただし同一傷病の場合は、原則として 1 回のみとする。

5 該当会員もしくはその家族が3か月以内に申請書にて支部へ提出する事。

(その他)

第3条 この規則にない必要な事項は、理事会が協議して定める。

附 則

この規程は 平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

平成 29 年 7 月 23 日に第2条1項弔電及び生花代は廃止し、第2条に5項を追加する。